

## 名古屋市交通局管理規程第10号

交通局次長以下代決規程（昭和40年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

別表第1課長の欄第5号中「180万円」を「300万円」に改め、同欄第6号ただし書中「180万円」を「400万円」に改め、同欄第7号ただし書及び第8号中「180万円」を「200万円」に改め、同欄第9号中「50万円」を「100万円」に改め、同欄第11号中「120万円」を「150万円」に改め、同表主管課長の欄第24号及び第35号中「営業統括部担当課長（資産管理等）」を「資産活用課長」に改める。

別表第2第8号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。